

船橋市立高根中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月 策定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る問題である。全ての生徒が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。これらの実現のためには、生徒自身が、いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすることや、生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築することが必要である。

また、いじめの防止等の対策はいじめを受けた生徒やいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者及び関係機関が連携を図り、いじめ問題を克服することを目指すために行う。

(2) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 抜粋)

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの判断と留意点

いじめに該当するか否かの判断については、表面的・形式的に行うことがないように、特段の配慮をし、いじめられた生徒の立場に立ち、以下の項目に留意して判断する。

- ① いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ② 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- ④ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等該当生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、生徒との何らかの人的関係を指す。
- ⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、生徒の被害性に着目して判断する。
- ⑥ インターネット上の悪口などで、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の

対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

- ⑦ いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合、さまざまな状況に合わせて柔軟に対応する。
- ⑧ 生徒が行った行為が、いじめを意図して行った行為ではなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。
- ⑨ 具体的ないじめの様態として、
 - ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑩ ⑨に挙げたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

(4) いじめの理解

いじめは、生徒の健全な成長のみならず、時として、その生命及び身体に重大な影響を及ぼすものでありながら、目につきにくい時間や、場所、方法で行われることに加えて、いじめられている本人がそれを否定する場合もあり、大人が気づきにくい性質をもっている。いじめは見ようとしなければ見えないものである。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、無秩序性や閉塞性といった学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、いじめを面白がったりはやし立てたりする「観衆」の存在や見て見ぬふりをするすることで、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめ」を許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。いじめを許容しない雰囲気を醸成するためには、生徒への働きかけに加えて、教職員や保護者をはじめとした大人の姿勢が大きな影響を与える。大人の振る舞いや言動がいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることがあることを重く受け止める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本施策

① いじめの未然防止のための取組

- ・心の教育の充実を図るため、道徳科や学級活動、学校行事等あらゆる教育活動を通して、思いやりや、生命・人権を尊重する心を育てる。

- ・全ての生徒が良さを発揮でき、自ら考え行動し、互いを認め尊重し合い、規律と活気ある相互扶助的で共感的な人間関係づくりに取り組む。
- ・生徒を中心としていじめ問題に主体的に取り組む意識を育て、「いじめゼロ宣言」や「イエローリボン運動」、「ポスター作成」など、いじめを許さない安全で安心な学校風土の醸成に取り組む。
- ・全教職員で生徒を見守ったり、生徒指導の機能を活かした「わかる授業」を心がけたり、生徒一人ひとりに「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与え、自己有用感を高める授業を行うよう努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止したり、効果的に対処したりできるように、必要な啓発活動を行う。

②いじめの早期発見のための取組

- ・学校生活において日々の観察を丁寧に行ったり、生活ノートを活用したりして早期にいじめを発見できるように多くの教職員が意図的に生徒と関わる。
- ・いじめアンケートを年3回（5月、12月、3月）実施し、早期発見に努める。
- ・定期的な教育相談（アンケート含む）を年2回（7月、1月）実施したり、積極的にチャンス相談を実施したりする。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も積極的に活用し、相談やケアに努める。
- ・いじめについて、生徒や保護者が相談できる体制を整備し、いじめを訴えることは「言いつける」ことではなく、生命と人権を守る行為であることを、生徒に根付くように継続的に指導する。また、観衆や傍観者に対する指導も継続して実施する。
- ・学校便り、学校ホームページ、保護者会を通じて、いじめに対する考え方や取組を周知する。また、何か気になることがある場合には、速やかに学校に相談するよう周知する。
- ・道徳科の授業を公開するなど、家庭や地域の理解を得ながら生徒の心の教育の充実を図る。

③いじめへの対処のための取組

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことなく組織的な対応を行う。また、事案によっては、関係機関と連携しながら対応する。
- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、周りにいた生徒など多方面から情報収集し、事実関係を明確にしながら、いじめの全体像を把握した上で、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先に行い、その後も継続的に支援する。また、いじめが解消している状態とは、いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも止んでいる状態が3か月継続していることを目安とする）、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを継続的に確認していく。
- ・いじめを行った生徒へは、丁寧に話を聴き取り、教育的配慮の下、毅然とした適切な指導を行う。その際に、いじめに至った要因や背景を把握し、抱えている問題を明確にした上で継続的に指導・支援を行う。

- ・いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆、いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある周囲の生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。
 - ・いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。そして、学校の支援方針や指導方針を伝えるとともに、家庭と連携して問題の解決及び再発防止に向けて取り組む。
- また、事案によっては、関係機関と連携しながら対応する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み、名誉毀損、プライバシーの侵害等があった場合は、事実を明確にし、関係機関に相談しながらインターネットを通じて行われるいじめへの対応に必要な措置を講ずる。

(2) いじめ防止等に関する措置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- < 構成員 > 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
- < 活 動 > アンケート調査並びに教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
- < 開 催 > 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

年間を通じて
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会とは別に、毎週火曜日に主任会にていじめの実態把握や防止対策についての会議を実施（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭） ・ 定例会とは別に、毎週月曜日に生活部会にていじめの実態把握や防止対策についての会議を実施（生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学年生活担当）

月	内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」についての職員研修 ・ 集会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・ 保護者会において「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・ SOS の出し方に関する教育
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行や校外学習に向けた指導 ・ 部活動保護者会 ・ 生徒会による「いじめゼロ宣言・イエローリボン運動」 ・ いじめアンケートの実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三者面談 ・ 情報モラル教育
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭に向けた指導
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合唱コンクールに向けた指導
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三者面談
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校アンケートの実施 ・ いじめアンケートの実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校アンケートの分析 ・ 教育相談
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三年生を送る会に向けた指導
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケートの実施 ・ 「いじめ防止対策委員会」で年度のまとめをし、次年度に向けた改善を行う

4 連絡報告体制

